令和7年12月改訂版

高松市立保育所、高松市こども園、高松市立幼稚園及び高松市小規模保育事業所（以下「保育施設等」といいます。）の管理下での負傷等で医療機関を受診し た ら・・・

すべての医療費の自己負担額（保険診療分2割）が合計1，000円 以上であった場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）災害共済給付金の給付対象となるため、

医療機関の窓口で、マイナ保険証もしくは資格確認書を提示し、

自己負担額（保険診療分2割）を お支払いください。

◆ 子ども医療証（乳幼児）は使用しないでください。

○ 保育施設等管理下の負傷等であることを、医療機関に伝えてください。
○ お子さんが通われている保育施設等を通じてセンターの災害共済給付の申請手続きを行ってください。
○ センターの審査基準に該当すると、後日センターから災害共済給付金が給付されます。

【自己負担額（保険診療分2割）の合計金額が1，000円未満の場合】

治療が完了するまでの調剤（薬代）分も含むすべての医療費の自己負担額（保険診療分2割）が合計 1,000 円未満であった場合は、センターの申請対象となりませんので、医療機関の窓口で子ども医療証（乳幼児）とマイナ保険証等を提示してください。

※詳しくは裏面のフローチャートをご確認ください。

【お問い合わせ先 】

◆ 独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度について ◆
高松市役所 こども保育教育課 運営支援室 保育教育係 電話 839－2368

◆ 子ども医療費助成制度について ◆
高松市役所 こども家庭課 こども医療係 電話 839－2353

【裏面】

保育施設等管理下の負傷等で医療機関を受診した場合

治療が完了するまでの調剤（薬代）分も含む**すべての**医療費の自己負担額（保険診療分2割）の**合計金額** が･･･

１，０００円以上

センターの災害共済給付制度への申請対象になります。

医療機関の窓口で、マイナ保険証等を提示し、
医療費の自己負担額（保険診療分2割）を支払います。
※ 子ども医療証(乳幼児）は使用しないでください 。

お子さんが通われている保育施設等を通じて
センターの災害共済給付の申請手続きを行ってください。

センターの審査基準に該当すると…

センターから災害共済給付金が給付されます。

１，０００円未満

センターの災害共済給付制度への申請対象になりません。

医療機関の窓口で、マイナ保険証等と
子ども医療証（乳幼児）を提示します。
※保険診療分2割は、自己負担なしです。

子ども医療証（乳幼児）を使用しなかったが、
センターの審査基準に該当しなかった。又は、子ども医療証
（乳幼児）を使用せず治療が完了したが、医療費の
自己負担額（保険診療分）が1,000円未満だった。
などの場合は･･･

こども家庭課に、保護者が申請すれば、
支払った医療費（保険診療分2割）が返還されます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ申請する 主なメリット

① 医療費の自己負担額（保険診療分2割）に2割分加算され、4割給付されます。
② 負傷等の初診から最長10年間申請できるため、小中学校に進学したり、市外に
転出した場合でも 、治療が継続していればセンターに申請ができます 。